精華中学校部活動育成会会則

第1章 名称•事務所

第1条 本会は精華中学校部活動育成会と称する。 事務所は精華中学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は精華中学校部活動を通して生徒の健全な育成を推進・支援することを目的 とする。

第3章 事業

- 第3条 本会は第2条の目的達成のために、次の事業を行う。
 - 1. 精華中学校部活動育成会の運営及び部活動奨励に関すること
 - 2. 精華中学校部活動の連絡・調整に関すること
 - 3. その他本会の目的達成に必要な事項

第4章 会員

第4条 本会の会員は精華中学校部活動に属する生徒の保護者とする。

第5条 本会の会員は本会則を遵守する義務を負う。

第5章 役員

第6条 本会には次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、書記3名、顧問若干名、 但し、書記1名は、学校職員からの選出とする。

- 第7条 役員の任務
 - 1. 会長は本会を代表し、役員会、運営委員会、総会を招集する。
 - 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその任を代行する。
 - 3. 書記は事務を処理し、記録を管理する。
- 第8条 会長の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。 その他の役員の任期は9月1日より翌年8月31日までの1年間とする。
- 第9条 役員の選出
 - 1. 会長はPTA本部役員会において選出し、総会で報告する。
 - 2. 副会長、書記は運営委員会において選出し、総会で報告する。

第6章 会議

- 第10条 本会は次の会議を設ける。
- 1. 育成会総会 2. 役員会 3. 運営委員会 4. 種目別育成会
- 第11条 総会は本会の役員をもって構成し、年1回以上開催し、次のことを行う。
 - 1. 役員の承認
 - 2. 規約その他の承認
- 第 12 条 運営委員会は、学校・各部(種目別育成会)の連絡・調整を行う。
 - 1. この会の委員は種目別育成会長等とPTA代表及び学校代表者とする。
 - 2. この会の役員は育成会の役員が兼務する。

第7章 付則

- 第13条 本会則は総会の席で改正できる。
 - この会則は、平成14年4月1日より実施する。
 - この会則は、令和6年5月11日より実施する。